

日本法規情報相談サポートサービス 情報掲載規約

第1条 用語の定義

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります

- 1 「日本法規情報相談サポートサービス」：日本法規情報株式会社が運営管理する WEB サイトをはじめとした複数メディアや複数サービスから構成される電話帳サービスをいう。
- 2 「掲載サービス」：「日本法規情報相談サポートサービス」における、「相談者への自己 PR」及び「相談者が検索する電話帳への登録サービス」をいう。
- 3 「事務所情報」：「日本法規情報相談サポートサービス」に掲載できる、日本法規情報株式会社の指定する「掲載者」に関する情報をいう。
- 4 「掲載者」：「掲載サービス」を利用する本規約第5条1項に規定する者をいう。
- 5 「相談者への自己 PR」：「掲載者」が取材や撮影等を通して記事を作成し、それを「事務所情報」として、「日本法規情報相談サポートサービス」に掲載することによって、相談者に対して自己の PR をすることをいう。
- 6 「ユーザーが検索する電話帳への登録サービス」：「日本法規情報相談サポートサービス」が提供する電話帳に、「掲載者」の「事務所情報」等の連絡先を登録し、ユーザーの要望に応じて検索結果に表示するサービス及び、ユーザーの要望に応じて、電話帳の検索を、電話やメールにて支援するサービスをいう。
- 7 「ユーザー」：「日本法規情報サポートサービス」にアクセスし、「日本法規情報サポートサービス」上で提供されるサービスを利用する掲載者以外の者をいう。
- 8 「掲載サービス利用費用」：「事務所情報」のデータを登録し、定められた期間もしくは永続的に掲載するための費用
- 9 「事務所情報作成費用」：「事務所情報」の作成のための取材、調査、執筆、制作等に掛かる費用
- 10 「掲載サービス月額費用」：「掲載サービス」利用費用の料金プランの1つで、一括払いではなく、月々に決まった金額の支払いをするプランを選択した「掲載者」が支払う月々の費用

第2条 サイトの目的と機能

「日本法規情報サポートサービス」は、様々な相談を取り扱う各種専門家及び各種専門事務所の広告宣伝を目的とした、日本法規情報株式会社が運営管理する広告掲載サービスです。

第3条 本規約の範囲と変更

- 1 本規約は、日本法規情報株式会社と「掲載サービス」を利用する「掲載者」及び「掲載サービス」の利用を希望する本規約第5条1項に規定する者又は事務所に適用されるものとします。

- 2 「掲載サービス」利用の申込をもって、「掲載者」は本規約に同意したものとみなされま
す。
- 3 日本法規情報株式会社は、「掲載者」の承諾を得ることなく、日本法規情報株式会社が適
当と判断する方法で「掲載者」に通知することにより、本規約を変更できるものとします。

第4条 サービス内容

- 1 日本法規情報株式会社は、「日本法規情報サポートサービス」において、有料で「掲載サ
ービス」を提供します。
- 2 「事務所情報」は「日本法規情報サポートサービス」にアクセスすることで、無料で誰で
も閲覧することが可能です。
- 3 「事務所情報」の具体的内容である、掲載位置や掲載サイト及び「掲載者」の具体的項目
等は、別途日本法規情報株式会社で指定する「掲載サービス」利用費用の料金表及び情報掲
載申込書によります。
- 4 日本法規情報株式会社は、「掲載者」の承諾を得ることなく、日本法規情報株式会社が適
当と判断する方法で「掲載者」に対し通知することにより、「事務所情報」が掲載されたサ
イトのデザイン等の変更及び追加並びに「事務所情報」を提携先のサイトへ追加して掲載す
る等の掲載サイトの変更及び追加ができるものとし、「事務所情報」の作成・変更を通じて
生じた成果物（最終成果物のみならず、中間で作成されたものも含まれます。）の著作権等の
知的財産権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。）は、すべて日本法
規情報株式会社に帰属するものとします。また、発明、考案等について、知的財産権を受け
る権利についても同様に日本法規情報株式会社に帰属するものとします。
- 5 日本法規情報株式会社は、「日本法規情報サポートサービス」において、現在、法律相談、
税務相談、不動産相談、金融相談、保険相談等の各種相談を取り扱う各種専門家及び各種専
門事務所のインターネットによる広告宣伝掲載を目的としたサービスを提供しております
が、将来、さまざまなサービスを追加したり、又は変更、削除したりすることがあります。
- 6 前項の措置は、「掲載者」の承諾を得ることなく、日本法規情報株式会社において適宜決
定できるものとします。
- 7 「掲載サービス」契約者に限り、「日本法規情報サポートサービス」上で用意する付加サ
ービスである「相談者への自己 PR」及び「ユーザーが検索する電話帳への登録サービス」
の利用することができます。これらのサービスの利用にあたっては「掲載サービス」とは別
の料金は発生しません。

第5条 掲載資格と申込、サービスの開始

- 1 「掲載サービス」を利用することができるのは、
 - 日本弁護士連合会所属の弁護士又はその事務所
 - 日本司法書士連合会所属の司法書士又はその事務所

- 日本行政書士連合会所属の行政書士又はその事務所
- 日本税理士連合会所属の税理士又はその事務所
- 日本弁理士会所属の弁理士又はその事務所
- 全国社会保険労務士会連合会の社会保険労務士又はその事務所
- 日本公認会計士協会所属の公認会計士又はその事務所
- 日本土地家屋調査士会連合会所属の土地家屋調査士又はその事務所
- 社団法人中小企業診断協会所属の中小企業診断士又はその事務所
- ファイナンシャルプランナー協会加入のファイナンシャルプランナー又はその事務所
- 上記に準ずる組織・団体に加入している企業、法人、団体、個人又はその事務所
- 日本法規情報株式会社が掲載を認めた企業、法人、団体、個人又はその事務所
のいずれかに限ります。

2 「掲載サービス」の利用を希望される場合は、日本法規情報株式会社の用意する申込手段で申し込み頂き、日本法規情報株式会社の承諾を受ける必要があります。

3 前項の承諾後、日本法規情報株式会社が指定する日時までに本規約第7条の規定に従い、「掲載サービス」利用料金をお支払いいただきます。「掲載サービス」利用料金のお支払い確認後、電子メールにて日本法規情報株式会社が指定する日時から、「掲載サービス」が開始される旨の連絡を行われます。「掲載者」からの異議がなければ、「掲載者」は「掲載サービス」の開始を認めたものとし、日本法規情報株式会社が指定する日時に「掲載サービス」が開始します。

4 本条2項に定める申込みに支障があると日本法規情報株式会社が判断した場合、日本法規情報株式会社は、当該申込みを承諾しないことがあります。

5 本条3項にて日本法規情報株式会社が指定した「掲載サービス」開始日時に、「日本法規情報サポートサービス」への掲載するための「事務所情報」の提出が困難である場合には、「掲載者」の承諾なしに「日本法規情報サポートサービス」に「掲載者」の基本情報の掲載を行い、「掲載サービス」を開始することを「掲載者」は承諾しているものとします。

第6条 掲載情報の変更・抹消

1 「掲載者」は、事務所住所、電話番号など、「日本法規情報サポートサービス」に掲載している事務所情報に変更が生じた場合、日本法規情報株式会社宛に変更内容を届け出ることにより変更できます。

2 「掲載者」は、「日本法規情報サポートサービス」上の「事務所情報」の抹消を希望する場合、日本法規情報株式会社に対し、事務所情報掲載の抹消を届け出ることによりこれを抹消することができます。

第7条 費用、掲載期間及び違約金

1 「掲載サービス」の利用を希望する方は、日本法規情報株式会社に対し、「掲載サービス」

利用費用及び「事務所情報」作成費用を支払うことで「掲載サービス」の提供を受けることができます。「掲載サービス」を初めて利用する方は、「掲載サービス」利用費用及び「事務所情報」作成費用を支払うことで「事務所情報」の登録と登録番号の発行が行われます。また、申込みプランによっては、掲載サービスの利用期間が定められています。初回登録時又は「事務所情報」の情報変更時には、「事務所情報」作成費用の支払いが必要となります。「事務所情報」の作成は、当社の指定する者が「掲載者」を取材して作成いたします。

- 2 「掲載サービス」利用費用、「事務所情報」作成費用及び利用期間等は、別途日本法規情報株式会社又は日本法規情報が委託した企業よりご案内します。
- 3 日本法規情報株式会社は、日本法規情報株式会社が適当と判断する方法で「掲載者」に事前に通知することにより、前項に定める「掲載サービス」利用費用、「事務所情報」作成費用並びに「掲載サービス」月額費用及び掲載期間等を変更することができるものとします。但し、変更後の「掲載サービス」利用費用、「事務所情報」作成費用並びに「掲載サービス」月額費用及び掲載期間等は、「掲載者」が提出した掲載申込書の掲載期間が終了し、契約が更新された後から適用されるものとします。
- 4 日本法規情報株式会社は、「掲載サービス」契約の終了、掲載資格の取消、その他理由の如何を問わず、既に支払われた「掲載サービス」利用費用、「事務所情報」作成費用及び「掲載サービス」月額費用等を、一切払戻しすることは致しません。
- 5 理由の如何を問わず、利用期間内に「掲載サービス」を終了した場合、日本法規情報株式会社は、「掲載者」に対し、サービス利用期間の残期間に相当する金額の返還はしないものとする。また、月々払いの「掲載者」は、日本法規情報株式会社に対し、違約金として、申込時に定めた利用期間の残期間に対応する「掲載サービス」月額費用を支払うものとする。
- 6 「掲載者」がサービス提供期間内に日本法規情報株式会社との「掲載サービス」の利用を終了させ、同業他社が提供する「掲載サービス」と同種の広告サービスを利用する目的で、前項の違約金を同業他社に負担させることはできないものとします。
- 7 「掲載者」は、提出した掲載申込書の掲載期間が終了する1か月以上前に掲載の終了や変更等の「掲載サービス」の変更する意思を日本法規情報株式会社に書面にて伝達しない場合、「掲載サービス」は掲載申込書に記載した内容で自動的に継続するものとする。また、その後も同様とします。
- 8 「掲載者」は、「掲載サービス利用費用」、「事務所情報作成費用」、「掲載サービス月額費用」等の「掲載サービス」に係る費用は、原則的に一括払いで支払うものとします。ただし、日本法規情報株式会社が認めた場合には、日本法規情報株式会社が指定した方法により一括払い以外の方法で支払うことができるものとします。

第8条 禁止行為

「掲載者」は「掲載サービス」の利用に当たり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- 1 他人の著作権を侵害する行為

- 2 他人のプライバシーを侵害する行為
- 3 他者の名誉・信用を毀損する行為
- 4 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為
- 5 事実に反する情報を提供する行為
- 6 「日本法規情報サポートサービス」の営業を妨げたり、信用を傷つけたりする行為
- 7 日本法規情報株式会社の管理するサーバーにおいて、コンピュータウィルスなどの有害なプログラムを配信する行為
- 8 その他、法令に違反する行為もしくは法令に違反するおそれのある行為
- 9 その他、日本法規情報株式会社が不適切であると判断する行為

第9条 解除

日本法規情報株式会社は、「掲載者」について次の各号の一に該当する事由が生じたときは、事前の通知、催告を要することなく、直ちに「掲載サービス」契約を解除し、当該「掲載者」の「日本法規情報サポートサービス」における「事務所情報」を抹消することができるものとします。

- 1 「掲載者」が第8条各項に規定する禁止行為を行ったとき。
- 2 「掲載者」からの提供された「事務所情報」の申告内容に虚偽があったとき。
- 3 「掲載者」又は「掲載者」に所属する弁護士の所属団体から、「掲載者」又は「掲載者」に所属する弁護士が懲戒処分（業務停止、退会命令、除名）を受けたとき。ただし、業務停止期間経過後は、改めてお申し込みいただくことができます。
- 4 「掲載サービス」利用費用、「事務所情報」作成費用又は「掲載サービス」月額費用を3か月以上支払わないとき。
- 5 日本法規情報株式会社から「掲載者」への連絡が1か月以上取れないとき。
- 6 「掲載者」が死亡又は解散した若しくは行方不明となり、「掲載サービス」契約を存続する申出が、その状態となってから1か月以上ないとき。
- 7 「掲載者」が反社会的な活動をしたとき等、日本法規情報株式会社が「日本法規情報サポートサービス」への「事務所情報」掲載者として不適切だと判断した場合。
- 8 「掲載者」が起訴されたとき、「掲載者」が誇大宣伝的な掲載内容を掲載するとき、「掲載者」が反社会的な団体と関係を持ったことについて社会的に批判されるに至ったとき、「掲載者」の相談者に対する対応に多くの苦情があったとき等、日本法規情報株式会社と「掲載者」との間の信頼関係を破壊する行為があった場合。
- 9 「掲載者」が相談サポートサービスから問い合わせが合った相談者に対し、自身が有する資格の範囲を超えて対応したことが明らかになった場合。

第10条 掲載者の義務

- 1 「掲載者」は、「掲載サービス」の利用に伴い、他者から問合せ、苦情等が通知された場

合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

- 2 「掲載者」は、他者の行為に対する要望、疑問もしくは苦情がある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
- 3 「掲載者」は、「掲載サービス」の利用により日本法規情報株式会社又はユーザーその他一切の者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。
- 4 「掲載者」は相談サポートサービスからの問い合わせがあった相談者に対し、自身が有する資格に応じ、法律上許された範囲内で対応しなければならない。

第 11 条 免責事項

- 1 日本法規情報株式会社は、「掲載サービス」の提供中止、停止、故障等から「掲載者」が被った損害について一切の責任を負わないものとします。
- 2 「掲載サービス」を通じて提供する情報については、その完全性、正確性、確実性、有効性、安全性等につき、日本法規情報株式会社は一切の責任を負いません。
- 3 日本法規情報株式会社は、「掲載サービス」を通じて「掲載者」が得る情報については、その完全性、正確性、確実性、有効性、安全性等につき、一切の保証をいたしません。また、それによる「掲載者」の損害についても一切の損害賠償責任を負いません。
- 4 「掲載サービス」において「掲載者」に生じた損害、「掲載者」同士のトラブル、「日本法規情報サポートサービス」のユーザーと「掲載者」との間のトラブル、その他の事項に対して、日本法規情報株式会社はいかなる責任を負わず、補償を行いません。
- 5 日本法規情報株式会社は、「掲載サービス」の内容の確実な提供、「日本法規情報サポートサービス」のインターネット検索エンジンにおけるアクセス結果、検索結果などにつきましての保証は一切しておりません。
- 6 「掲載者」が「掲載サービス」から期待した利益が得られなかった場合や、「掲載サービス」の利用によって損害や費用が生じた場合でも、日本法規情報株式会社はいかなる責任を負わず、補償を行いません。
- 7 理由のいかんに関わらず、「掲載サービス」について、障害の発生やサービスの停止・変更・追加・削除、またサービスにおいて発生した欠陥について、もしくはかかるサービスの障害の発生やサービスの停止・変更・追加・削除、サービスにおいて発生した欠陥などが原因で発生した損失や損害などについて、日本法規情報株式会社はいかなる責任を負わず、補償を行いません。
- 8 「掲載者」が日本法規情報株式会社の提供する「掲載サービス」を通じて掲載、開示、もしくは他人に提供又は送付（送信）した情報の保存、伝送やその損失に関して日本法規情報株式会社は一切の責任を負わず、補償を行いません。
- 9 掲載者は、相談サポートサービスからの問い合わせがあった相談者に対し、自身が有する

資格に応じ、法律上許された範囲内で対応するものとし、日本法規情報株式会社は、掲載者がこれに反した場合でも、いかなる責任を負わず、補償を行いません。

第12条（反社会的勢力の排除）

- 1 「掲載者」は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - （1） 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2） 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3） 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （4） 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5） 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 「掲載者」は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします
 - （1） 暴力的な要求行為
 - （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3） 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4） 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - （5） その他前各号に準ずる行為

第13条 準拠法、合意管轄

「日本法規情報サポートサービス」に関する紛争については、日本法を適用し、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。